

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社サイバーエージェント		コード	4751
提出日	2018/11/22	異動(予定)日	2018/11/22	
独立役員届出書の提出理由	2018年11月15日提出のものから、沼田功氏の選任の理由を一部修正したため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし
1	堀内雅生	社外取締役	○														訂正・変更	有
2	沼田功	社外取締役	○														○	有
3	中村恒一	社外取締役	○															有
4																		
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	堀内雅生氏は、2010年12月から2017年6月まで当社のインターネット広告事業における通常の取引先である㈱USEN-NEXT HOLDINGSの取締役でありましたが、2017年7月より同社の常勤監査役を務めております。同氏は、同社の業務執行者ではないこと及び同社と当社との取引の規模(2018年度の取引額:1,900百万円、当社の連結売上高に締める割合:0.45%)が軽微であること及びその取引内容の性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	堀内雅生氏は、1998年に当社社外監査役に就任していますが、㈱USEN-NEXT HOLDINGSにて長年に渡り内部統制や管理部門の責任者を勤め、その豊富な経験を活かし、当社内部統制について有益な提言をしております。また、税理士としての財務・経理・税務に関する豊富な経験・知識に基づき、当社の経営の監視を客観的にを行い、適切な助言等を行うことで、コーポレートガバナンスの一層の強化に寄与しております。 また、同氏は、当社事業グループのビジョンと事業内容への深い理解に基づき、そこから発生しうるリスク等について事前に予見し、経営陣と忌憚のない議論を交わし、必要な場合には厳しい意見も率直に述べていることから、高い独立性が求められる独立役員として適任であると考えております。 当社は、同氏が、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員及び社外取締役に指名しております。
2	該当事項はございません。	沼田功氏は、2000年に当社社外監査役に就任していますが、12年間大和証券㈱にて従事した後、その知識を活かし、IPOコンサルタント等を主とするコンサルティング会社を設立し、経営者として有している。経営・株式市場に関する豊富な経験・知識等に基づき、当社の経営の監視を客観的にを行い、有益な提言をしており、業務執行全般の監査機能強化ならびに経営の透明性を確保してコーポレートガバナンスの一層の強化を図ることに寄与しています。 また、同氏は、当社の主幹事証券会社である大和証券㈱(現㈱大和証券グループ本社)において1988年4月から2000年6月まで勤務しておりました。しかしながら、同氏は同社の経営に関与する要職に就任したことはなく、同社を退職して既に18年以上が経過しており、退職後は同社との間に特別な取引関係はありません。これらのことから当社といたしましては、独立性は十分に保たれていると考えております。 当社は、同氏が、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員及び社外取締役に指名しております。
3	中村恒一氏は、2014年6月まで当社の主要な取引先である㈱リクルートホールディングス(2018年度の取引額:21,092百万円、当社の連結売上高に締める割合:5.03%)の業務執行者でありました。また、2014年7月から2016年6月まで同社から相談役として報酬を受けておりました。しかしながら、同氏は2016年6月に同職を退任し、現在は同社との間に特別な取引関係はありません。	中村恒一氏は、長年に渡り㈱リクルートホールディングスにおける経営全般の経験を有しており、2016年12月の社外取締役就任以来、これまでの豊富な経験・知識を基に当社の経営・企業価値、人材が資産であるというカルチャーを理解した上で、人材・組織力の強化等についての有益な社外取締役としての提言をしております。 また、これまで、コーポレートガバナンス及び内部統制の改善・強化の場において、豊富な経験と独立した客観的立場から実践的に多くの指摘や助言があり、今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な助言を期待できることを考慮して、独立役員としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。 当社は、同氏が、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員及び社外取締役に指名しております。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものとご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。